

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月23日

【事業年度】 第120期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

【会社名】 株式会社中山製鋼所

【英訳名】 Nakayama Steel Works, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 森 田 俊 一

【本店の所在の場所】 大阪市大正区船町一丁目1番66号

【電話番号】 (06) 6555 - 3111 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営本部長兼経理部長 阪 口 光 昭

【最寄りの連絡場所】 大阪市大正区船町一丁目1番66号

【電話番号】 (06)6555-3035

【事務連絡者氏名】 経営本部長兼経理部長 阪 口 光 昭

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年6月26日に提出いたしました第120期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）有価証券報告書の記載事項について、当社グループの一部の連結子会社は厚生年金基金制度に加入しておりますが、厚生年金基金への拠出額の科目表示の誤り（福利厚生費に退職給付費用を含めて表示）や退職給付関係の記載事項に誤りがございましたので、これらを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第5 経理の状況

【注記事項】

（連結損益計算書関係）

（退職給付関係）

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示しております。

## 第一部 【企業情報】

### 第5 【経理の状況】

#### 1 【連結財務諸表等】

##### (1) 【連結財務諸表】

【注記事項】

（連結損益計算書関係）

（訂正前）

#### 1 （省略）

#### 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

	前連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
販売運送費	5,880百万円	4,950百万円
役員報酬	446	410
給料諸手当	2,248	1,745
賞与手当	267	214
賞与引当金繰入額	179	230
退職給付費用	118	94
役員退職慰労引当金繰入額	12	1
福利厚生費	562	477
減価償却費	584	195

#### 3 ~ 14 （省略）

(訂正後)

1 (省略)

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
販売運送費	5,880百万円	4,950百万円
役員報酬	446	410
給料諸手当	2,248	1,745
賞与手当	267	214
賞与引当金繰入額	179	230
退職給付費用	118	171
役員退職慰労引当金繰入額	12	1
福利厚生費	562	400
減価償却費	584	195

3 ~ 14 (省略)

(退職給付関係)

(訂正前)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(省略)

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び中小企業退職金共済制度を採用しております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

確定給付企業年金制度(すべて積立型制度であります。)では、退職時のポイントや給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

退職一時金制度(非積立型制度であります。一部は連結子会社では中小企業退職金共済制度の積立額から支給されるものがあります。)では、退職給付として、退職時のポイントや給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 確定給付制度

(省略)

(訂正後)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(省略)

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

#### 1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び中小企業退職金共済制度を採用しております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

確定給付企業年金制度(すべて積立型制度であります。)では、退職時のポイントや給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

退職一時金制度(非積立型制度でありますが、一部の連結子会社では中小企業退職金共済制度の積立額から支給されるものがあります。)では、退職給付として、退職時のポイントや給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

また、一部の連結子会社は複数事業主制度の厚生年金基金制度に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないことから、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

#### 2 確定給付制度

(省略)

#### 3 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額(従業員負担部分を除く)は、119百万円であります。

##### (1) 複数事業主制度の直近の積立状況(平成25年3月31日現在)

年金資産の額	46,922百万円
年金財政計算上の給付債務の額	65,349
差引額	18,427

##### (2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

4.65%

##### (3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、繰越不足金(11,063百万円)及び年金財政計算上の過去勤務債務残高(7,364百万円)であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利金等償却であります。

なお、上記(2)の割合は、当社グループの実際の負担割合とは一致しておりません。